

平成30年10月3日

平塚市監査委員 高梨 秀美
 同 大塚 政弘
 同 須藤 量久
 同 吉野 和美

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
産業振興部 農水産課
- 2 監査の対象範囲
平成29年度の財務に関する事務及び財産の管理業務
- 3 監査実施日
平成30年5月31日
- 4 監査結果の公表日
平成30年6月27日（平塚市監査委員公表第11号）
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、行政財産使用料等に納期限の未設定が多数あり、県支出金等において調定伝票を交付決定によらない起票日で作成した誤りがあった。</p> <p>支出事務では、補助金等において支出負担行為の整理時期の誤りが多数あった。契約事務では、委託料等の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書の省略ができる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず請書により契約をしていた誤りがあり、役務費においては1者から徴取した見積書により随意契約を行う際に同規則の適用条項の誤りがあった。また補助金では実績報告書の提出が補助金交付要綱に定められた期限より遅延していたものがあった。</p> <p>前回の監査時には適正に事務を執行していたにもかかわらず、今回は誤りの量・</p>	<p>(1) 収入事務及び支出事務においては、これまで事務処理チェックシートを作成し対応しておりましたが、活用の徹底や、歳入に関する記載が不足しておりました。</p> <p>今回の監査結果を受け、歳入調定等の不足していた事務処理を加えるとともに、指摘のあった事務処理項目等を強調するなどにより、チェックシートを作り直しました。また、担当間での確認と合わせ、担当長や課長におけるチェックの徹底が継続するように、朝礼や終礼時を活用し、チェックシートの活用周知等を定期的に行い、適正な事務執行を図ってまいります。</p>

質ともに問題が生じている。原因をしっかりと分析した上で、平塚市財務規則等に則り今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

- 1 監査実施対象課
産業振興部 商業観光課
- 2 監査の対象範囲
平成29年度の財務に関する事務及び財産の管理業務
- 3 監査実施日
平成30年5月31日
- 4 監査結果の公表日
平成30年6月27日（平塚市監査委員公表第11号）
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、自動販売機設置許可に係る管理料に納期限の未設定があった。</p> <p>契約事務では、委託料において月次報告書に仕様書で定めた翌月の作業計画表及び報告期日がないものがあったほか、契約書類が保存されていないものがあった。また補助金では、補助金交付要綱に定められた交付申請書又は実績報告書に添付すべき書類が添付されていないものがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 自動販売機設置許可に係る収入事務については、「平塚市公共施設自動販売機設置許可に係る管理料に関する要綱」において、「管理料の納付期日は、市長が設置者と協議し定める」こととなっていることから、要綱に則り、改めて設置者と協議し、納期限を設定することとしました。</p> <p>契約事務について、仕様書で定めた翌月の作業計画表の提出につきましては、作業内容が各月同様であることから、仕様書の内容を見直し、仕様書に年間の作業計画表を添付する形に変更することで、翌月の作業計画表の提出を不要とすることとしました。月次報告書への報告期日の記載につきましては、様式を改め、期日欄を設けることとしました。契約書類については、新たに作成した管理シートによる確認を行うことで、書類の適正な管理、保存に努めます。</p> <p>補助金交付申請書等に関する添付書類については、補助対象団体に対し、会議等を通じ提出書類について周知徹底するとともに、当課においても複数人による確認作業を行うことにより、適正な事務の執行に努めます。</p>

以 上